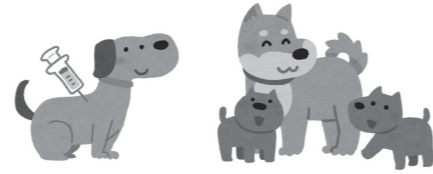


Information 環境防災課

令和4年度 狂犬病予防集合注射についてのお知らせ

例年4月から5月にかけて実施している狂犬病予防集合注射は、新型コロナウイルス感染症の影響により延期します。日程については秋ごろを予定していますが、決まりしだいお知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

動物病院等で個別に狂犬病予防注射を受ける場合は、受付状況を事前に確認するなど、混雑を避けるようにお願いいたします。



※動物病院等で接種をされた方は、狂犬病予防注射証明書を広野町役場に持参してください。狂犬病予防注射済票が発行されます。

問 広野町 環境防災課 ☎0240-27-2114

Information デジサポ福島

テレビに関する無償支援について

地上デジタル放送の映りが悪くてお困りの方は、「デジサポ福島」の無償支援を受けることができます。お気軽に相談受付ダイヤルまでご連絡ください。

相談事例

- テレビが映らない。写りが悪い。
- 特定の放送局が写らない。季節によってテレビの写りが悪くなる。
- 帰還してみたらアンテナが壊れたり劣化している。

支援事例

- アンテナやケーブル、ブースターなどの点検
- 地震・津波で壊れた（劣化した）アンテナ、ケーブル、ブースターなどの改修
- 個別アンテナの新設工事
- 共同アンテナの新設・加入工事

支援条件

- 東日本大震災時に原子力災害被災地域にお住まいだった方（被災証明・罹災証明）
- ※難視聴地域以外にお住まいの方は、平成27年4月1日以降に帰還する（帰還した）世帯が対象です。
- NHK放送受信契約者、または今後受信契約を結ばれる方
- ※BS・CS放送は対象になりません。

【相談受付・支援申込先】

デジサポ福島（総務省 福島原発避難区域テレビ受信者支援センター） ☎0570-007-401
（IP電話からは☎024-525-8220）
受付時間 午前9時～午後6時
（土日祝日・年末年始休日を除く）
〒960-8031 福島市栄町10-21 福島栄町ビル7階
Webサイト <https://www.digisuppo-fukushima.jp/>

Information 福島広域雇用促進支援協議会

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」

福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

就職相談

あなたの「働きたい」をサポートします！
「応募までの一歩が踏み出せない」「自分の強みやアピールポイントがわからない」「早く就職するために計画的に進めたい」「たくさん応募しているのに採用されない」こんな困りごとはありませんか？

就職活動の進め方やハローワークの活用方法など、相談員がさまざまなアドバイスを行います。

あなたのサポーターがここにいます！

問 福島広域雇用促進支援協議会 広野窓口（広野町産業振興課内）
☎0240-23-5586 FAX0240-23-5587

働きたいネット 検索



はたらっこ



Information 平年金事務所・健康福祉課

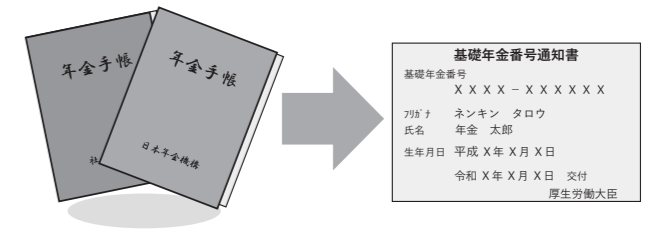
年金手帳について

令和4年4月から、年金手帳は基礎年金番号通知書に変わります

●対象となる方

- 令和4年4月以降、
- ・新たに年金制度に加入する方
- ・年金手帳の紛失などにより再発行を希望する方

※既に年金手帳をお持ちの方には基礎年金番号通知書の発行は行いません。引き続き、年金手帳を大切に保管してください。



問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
広野町 健康福祉課 保険年金係
☎0240-27-2113

Information 平年金事務所・健康福祉課

令和4年度 国民年金保険料について

令和4年度の国民年金保険料は、月額16,590円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネットなどを利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

保険料を納付することが経済的に難しい場合は、未納のままにせず、保険料免除制度・納付猶予制度を、

学生の方は学生納付特例制度をご利用ください。

更に、国民年金第1号被保険者で出産日が平成31年2月1日以降の方は産前産後期間の免除制度があります。

問 平年金事務所 ☎0246-23-5611
広野町 健康福祉課 保険年金係
☎0240-27-2113

Information 福島県司法書士会・福島地方務局

相続登記をしないとどうなりますか？

Q 先日父が亡くなりました。実家の土地建物は父の名義です。

不動産の相続登記はいつまでにすればよいですか？
また、相続登記をしないでみると、どのようなデメリットがありますか？

A 現行法上（令和3年現在）、不動産の相続登記は義務ではなく、申請期限もありません。

しかし、亡くなった方の名義のままでは建て替えも売却もできないので、いつかは必ず相続登記をしなければなりません。亡くなった直後であれば問題なくできていたはずの遺産分割協議が、時間が経って相続人同士の関係性や経済状況が変わると円滑に進まなくなることもあります。

また、長期間相続手続きをしないうちに相続人が更に亡くなってしまい相続人は増えた結果、遺産分割協議が困難になったり相続登記にかかる費用が増大するケースもあります。

また、法改正により令和6年4月1日からは相続登記が義務化されます。正当な理由なく不動産の相続を知ってから3年以内に相続登記をしないと過料が課せられる可能性もあります。

不動産の所有者が亡くなったら、早めに相続人間で遺産分割協議を行い、相続登記をしましょう。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

問 福島県司法書士会 ☎024-534-7502
福島地方務局 ☎024-534-2045